限定承認公告

本籍群馬県高崎市大沢町七四―一、最後の住所東京都中野区鷺宮二―五―一　坂倉ハウス二〇二　被相続人　亡　楊　楊悟

右被相続人は平成二十七年一月四日死亡し、その相続人は平成二十七年七月三十日東京家庭裁判所家事第三部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十四日

群馬県高崎市下大類町四四九―四

相続財産管理人　楊　維倫

限定承認公告

本籍東京都新宿区若松町一三三番、最後の住所埼玉県越谷市大字蒲生三八五二番地七　被相続人　亡　島野　紘一

右被相続人は平成二十七年六月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年八月五日さいたま家庭裁判所越谷支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十四日

埼玉県越谷市大字蒲生三八五二番地七

相続財産管理人　島野田鶴子

限定承認公告

本籍東京都清瀬市中清戸四丁目八四七番地、最後の住所東京都東久留米市大門町二丁目一二番都営大門アパート四号棟一一〇七号　被相続人　亡　石原みき子

右被相続人は平成二十七年二月六日死亡し、その相続人は平成二十七年八月四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十四日

東京都東久留米市大門町二丁目一二番都営大門アパート四号棟一一〇七号

限定承認者　石原登志男

限定承認公告

本籍東京都大田区久が原二丁目二二一番地、最後の住所東京都世田谷区尾山台二丁目八番四号　被相続人　亡　本間　泰

右被相続人は平成二十七年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十四日

東京都新宿区西新宿一丁目二三番一号ＴＫ新都心ビル九階

相続財産管理人本間規子

代理人弁護士　関根　翔

合併につき通知公告

当社は、合併により株式会社総合ビルマネジメント（本店東京都港区芝二丁目五番一〇号）の権利義務全部を承継することにいたしました。合併の効力発生日は平成二十七年十月一日であります。

この合併に対し、株式買取請求権を行使しようとする株主は、平成二十七年九月十六日までにお申し出ください。

以上、会社法第七九七条第四項の規定により公告します。

平成二十七年八月十四日

東京都中央区晴海一丁目八番一一号

東西土地建物株式会社

代表取締役　稲垣　光司

新株予約権募集事項につき通知公告

当社は、新株予約権募集事項につき、平成二十七年七月三十一日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集新株予約権の内容及び数

㈠　新株予約権の目的である株式の数　十一万四千株

㈡　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　新株予約権一個につき六万円

㈢　新株予約権を行使することができる期間　平成二十七年九月一日から平成三十年九月一日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）

㈣　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項　払込金額中半額を資本金とし、計算の結果一円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。その余を資本準備金とする

㈤　新株予約権の数　十一万四千個

二、新株予約権の払込金額　金銭の払込みは要しないものとする

三、割当日　平成二十七年八月三十一日

平成二十七年八月十四日

東京都中央区銀座三丁目五番六号

株式会社松島眼鏡店

代表取締役　朝生　隆一

募集新株予約権の特定引受人に関する通知公告

当社が、平成二十七年七月三十一日に募集事項を決定いたしました募集新株予約権の発行につき、左記のとおり特定引受人が生じますので、公告します。

記

一、特定引受人の氏名又は名称及び住所　共同計画株式会社　東京都江東区豊洲三丁目六番五―二一二〇号

一、特定引受人（その子会社等を含む。以下、同じ）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数　十一万四千個

一、右記の交付株式に係る最も多い議決権の数　十一万四千個

一、特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合における最も多い総株主の議決権の数　十五万二千個

一、特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する取締役会の判断及びその理由　本店ビルの補修工事等が必要であり、また、今後、投資案件が見込まれるため、特定引受人に対して新株予約権を発行する必要があることから、特定引受人に対する募集新株予約権の割当ては必要かつ相当であると判断しました。

一、社外取締役の意見　右記の取締役会の判断及びその理由と同様です。

一、特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は特定引受人との間の総数引受契約の締結に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見　監査役田中誠の意見は右記の取締役会の判断及びその理由と同様であり、監査役関口千佳からは意見がありませんでした。

平成二十七年八月十四日

東京都中央区銀座三丁目五番六号

株式会社松島眼鏡店

代表取締役　朝生　隆一

信用事業譲受公告

当組合連合会は、水産業協同組合法第九十二条第三項において準用する同法第五十四条の三第一項の規定に基づき、平成二十七年八月三日開催の理事会において、平成二十八年三月一日をもって釧路市漁業協同組合（北海道釧路市浜町三番一二号）の信用事業の全部を譲り受けることを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合連合会の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十七年八月十四日

札幌市中央区北三条西七丁目一番地

北海道信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　横内　武久

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十七年七月十四日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十七年八月十四日

東京都品川区上大崎三丁目五番三号

アジア技術交流協同組合

代表理事　出町　高弘